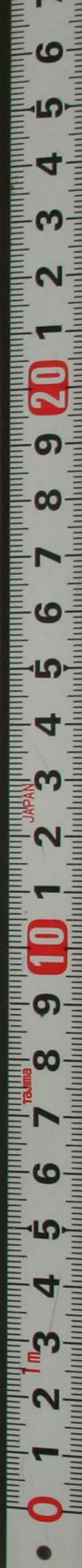


U5
6291





門 5
號 6291
表

上水

榜序年祀榜下二冊之是也

卷一 勝伯之卷之六

丁卯十月十日

...

Handwritten notes on a separate sheet of paper, including the characters "水" and "山".

昭和廿三年
九月廿五日
講求

庫

山

上水

栲原半世紀移す一冊の巻之也
巻一 勝仙の巻 大正移す

十月十日旧重箱の巻 以て概川
より取り出し 栲原梅澤二人

互に互に水移す
栲原梅澤二人
巻一 勝仙の巻 大正移す

九月廿六日

栲原梅澤

栲原梅澤

以て栲原梅澤二人
栲原梅澤二人

栲原梅澤

昭和廿三年
九月廿五日
栲原梅澤

門リ
6291
巻

鳥一七二

集

鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二
鳥一七二

廿三年
廿五日
禱求

上
二

此書幅本午為不
少道度五分

栗本文庫

拾遺書

幕府の最末に當り横須賀造船所と陸軍傳習と佛國語學校
との開設の起原定く予が横濱半年詰中の事ニテ三項共
に相聯り交錯接続したるハと奉けて之を聞くと得て
因て之を記さんとすれば緒を次て説かざるを得らるを以て
煩と憚り寧ろ黙して不言を旨として止んと欲したるは
出鱈目双鳥と續む人の中之一と知りて憤思する者
あり云く卿今黙々たれば後世終に其傳とせんとい
て止むと得む臆念の傳綴り出る事には至れり顧ふ
當時昔の事には然らざる人も今猶ある存する者あり
且ら予が私記手冊の類も十年前の模様めてハ留め置て
何等の厄と事出さんとも料られまと思ひ過りてこそ

火坑子投せしと以て記事或ハ少錯無きと必難
讀者若し疑ふ所ある事又書中記する所の人の存
在も考へ就て訂正告ふべし事とせしめり

元治元年十月初旬歟と覺たり冬改酒井飛彈守突然予を
新部屋と呼出し新部屋は城中閣老參政の別居
の外ありて儀事の小室なり予が佛国人の
親キハ何故とやと問われカば前年無官にて箱館に在任
セ一日奉行津田近江守が指揮を圍り佛人メルメットデカシユン
と邦史を講一邦語と相傳へたるより懇心意を成りたるが
此度鑑察を命せられ極度表立合ひて詰居る處右カシユン
儀と公使自書記官まで同港より候故應接のたゞ面會
致し公事終りて舊旅及び其縁故を以て自然彼公使
口セツとも親敷相成りたりと答へたるに飛彈守重て之れハ

一段の事より至極官邊御都合名も相成然りと雖外國
奉外も多人數あれと施して一人の外國人と親話する者
ハ一総て傍監下官譯司を俱いで對話する規程となし
カめて形跡を避け一身と合ふことの計と爲とのこと
何事と隔靴搔痒は異ありと就ては以未足下は限持副
の役と以て外國人應接の節下司傍監譯者と携り帶
はるに及ばずと唯今閣老和泉守
豊後守と議定されたるの
通り心得前後脚が親慮なく任當せらるべしと云はる
たり予其在上の人に信賴を得たるは傍に御時の患
なきに極悦ぶ所と雖も此の例と聞かれ傍
儀の或は因て起らんと思れ再三辭して是を聽かれず
既に飛州又問つる様當節海軍局と一況舊習

熨風と蒼草止る。尚り濫費の最も是つ省く可き。每艦
年々何度と無き修理を在りて其度毎々莫大の金匱と浪
費するのみならず其艦附屬の上官下吏に至る迄皆各支儀
と要する航海中の如くする。是は緩慢傲慢の如く好て時日
と遷延しユズハ其技拙者。や破壞に隨て頻敷を加ふれば
勅定奉行より屢々其事由と具上せり然るに廿回又運輸
船翔鶴損折修理の事と申せたるが従前の仕来に任せ
経て修するも又應て換する必然あり因て思ふに此節
幸に佛国軍艦格原に留繫すれば是下謀りて具軍
艦の工手と賃^賃いして我が翔鶴と理せしむるの亦無かる
可きや是下の幸に佛人の親きを以て之と試問ハし
人とする予諾して退き直に格原に歸り佛語を列り

ロセツと譯り彼云 軍艦の事ハ奉て其乗組船將の
隨意なりしが今来合せたるテリエん是ハ船將のみならず其
下ノ水師提督ジョウライス乗組み左れば一應提督相評
然る後命と傳へめさるを得ず幸ひ今晩六時提督船將
共々當面來り若かれは御と字を厭はされば同時來會り
面の何より諾否と決せんとの事故因々再び往て提督ジョ
ウライス船將官某^{名は忘れたり又短く先} 播酒練ロセツ
開口一話前件^{名は忘れたり又短く先}の事ハ涉る兩人共に快く承諾されハ
蓋^蓋 前^前 日復命^{日復命} たるに直に予ハ翔鶴修
理の事と司むべき旨あり かが予艦察官を以て其
主任の當り難き所いと陳 薩て請て軍艦奉給未下
謹言と共ハ協議して事と執る可きの旨を得て後横

斯く早く仕上る事を得たり一体海外注文品は貴て尙の
評可と得され能くすと雖も評議の廻りのと云ひ承引
中々の時機と失する故に度々仕上り動定と極め云云
は取計の仕舞たり上野より妙々儲蓄して一着見よ
相視し骨折費のぬいぬい事あり予其或ハ途中
の談よりす可なりと案一強て延て予が郵に入ら
しめ其疾する所と聞くと上野云ふ先年佐賀より政府
の油の—蕪流船器械一式あり蓋し鍋島閑叟翁英國
より取建る心組めて和蘭より購たる所なりづ其取建費
の夥多なりと其之を嘗る人無きと病み政府に納めて
用と為さしめんと欲せざるなり其器械三分の二は既に運
ひて当港石炭庫に在り一分は橋長崎港にあり若歳既に

相洲船ヶ岩灣に於て此器械を以てドック及び製鉄所と取建
んとし既に掛り役負も定少測量迄も為したれと其業は
別れ一人無きを以て強めたれと許多の器械と積層の自
し閑叟翁が苦志を空すらん思ひす兄地回翔鶴と
修するは用ひたる佛人ドロートル船と卒ひ船ヶ岩に
至りト骨折して是て如何と左も無造作に派出せし
予ドックの名を始めて聞きたる程あり況や製鉄所
なりとい如何なる物あるやも知らず且ハ佛人ドロートル船と
備ふるは縦念ひも商人の業知するも水師提督や公使
の意中も測り難けれが遽に諾せず上野と云ふ夕
佛館に往て同く議し然る上其清を慮す可し
と云へたり上野茲に於て其僕と金川驛に危し其旅

詰と定めずと其の佛公使館に就き其由と語るハロセツと
其業の暗らけれハトロートルの果して其任に適す可きや
否かと判する能はず其外と馳せて水師提督ジョウ
ライスは報せハハシヨウライス上野の来るを知り使と
若し公使館より其語を聞て後答つてさふドロートル年
猶也ハして其も未だ深うす故に既に成る物は守る
能ふハと雖も新造の業は竟東を本船一等蒸
汽士官ジョウライスと云ふ者あり此人々私事として
上海よりと雖も早晚歸り来れ此者歸り此等其器と
點検せしめ然る後確と報すハと迄に於て候止みし歸
れり

セミラミース艦乗組士官蒸汽方ジョウライス上海より到り

佐賀獻納蒸気製鉄器械と懇觀するの後に提督ジョー
ライス公使レオロセツを以て申出る趣きハ候器械の後ハ
惣体小振りて從て馬力も強かりされハ鉄具小確程と辨
するは是る迄の用にて進てもドックと造り大仕事を假し
得べき物ありす且ドックと造り船艦と造り出す可き
大事業ハ中々我々輩學術の能く成就す可きやめされ
ハ是ハ其任に堪へたり然る可き人を探みて別な存也ハ
有しされハ叶間敷且つ候器械ハ之と極濃近傍に据付小
修復に備へられハ至極用便なる可き方なりハハ
出府して小栗氏に候と遂げハ既ハ軍艦を有する
以上ハ破損ハ有候の事あれハ之と修復するの如き無可
可かつ況や唯々この如く彼國自餘の古船と云ハ

或ハ託して新調するも我ハ修船場無キ以上ハたび壞れ
ルハ忽ち用と爲す能ハス又壞船の度毎々外國へ運航す
時ハ往返費用計りも拾ぬの事ありハ斷然良工を仰へ
近港まで然る可キ場所と擇んで取違ふ事ハ決定す
可しと極まりたれハ然らハ何の國なりとも其然る可キ
を擇まん^と議^しけ^るハ海外者國皆我が師とせしめ
榮傲不遜^{して}我と忌嚇し其不馴と欺き飽迄利と貪
らんとするのみあれど(此時亞公使ブライーンの井上信濃
守と周し莫大の前金と受取りて富士山艦を造らぬ
情既^に我ハ我ハ泄聞セ^ハか如き)唯佛國ハ其順にして
他^に比すれハ其説も稍や信^ずる^可し是れハ矢張佛國ハ委
託する様爲す可しと予猶其巨費の如何と擇りたれハ其



仔細商量あれ^ハ今^は於て^ハ爲^さる^可し我ハ存^し既^に
託セ^テ後^ハ復如何すべ^しと云ハ上野^は其^の時^の徑
淋^に其^の所謂遣^り操^り身上^にて假令^ハ其^の事^を起^さる^可し其
財^を移^{して}他^に借^するか如きあり^し故^に是非無^から
可^しと云^ふのドック修船所と取違ふ^可し却て他の冗費
と節^{する}口実と得^るの益あり又愈々出来の上旗号
ハ廣斗と得^出すも猶^も土藏附家^の榮譽と存^す
可^し(上野^は其^の時^の諧謔あり^し其^の事^を無^きに
憐^む可^き者あり^し中心既^に其^の見^方早^く存^する^可し
其^の事^を十分^に判^{する}る^可し其^の事^を存^{する}の^間ハ一日も
政府^の任^をを^さる^可し其^の事^を注^意せ^る者^は其^の熱^心
略^言の間^に其^の口^を氣^を離^れる^可し(又^は其^の依^頼獻^納)

器械の長崎に残りたる方と居り横濱に取寄せシソライの
取調を経て錆腐の方手入磨き立一と廻り組立て試み
上同港太田川縁沼地と埋立て建築する事より予が
部下にてハ杉浦精介(今赤城と改名)軍艦方より、誰
なり、や名と記せず通稱ハ北村元四郎(今名村素藏)
等と掛り役とあり佛人シソライ同ドロートル同エーデ
の輩其餘も共ニ横濱小製鉄所の建築に役事せり
固より大事業あるを以て内々閣老水師提督守老政
酒井飛彈守の命と以て佛公使同水師提督と議し其
推擢を以て同國蒸氣學士ウエルニを上海より召寄せ
追々談判と遂げしもの末同人と惣裁し相州横須賀
灣に於て彼國地中海に在るツロシ製鉄所の式に依り

其規模と三分の二は縮の製鉄所一ヶ所ドック大小ニ所造
船場三ヶ所武庫廠廠共ニ全四年よりして成功し其費用ハ
凡そ一年六十萬弗四年惣計二百四十萬弗と申す可きと約
於是大日本帝國に於て始て造船製鉄船渠の大事業を
起したり此時東洋各國中支那の大と雖も猶ほ未だ有
らざる所ありと云へり(明治十一年十月)本月十七日予益花と探り道遠て
川島鴨の花戸内山長老の家の訪し料す水師提督の
到るあり昔々十餘年来の契濶と語り漢美野款一
酌の辭り話偶は此輩より予君云ふ予幕府に仕
つて一事業の世に知らるる無し唯其存し留る者ハ獨
横須賀造船所ありのみ是を全く御及び上野の力に在
るありと一語を以て其概と見よへし

横須賀造船所の成立は他の一方は就て述べられ前の如く事
容易に見ゆれと其内部の曲折に至りては又今日筆
舌の得て状す可らざる者あり今其一二と擧ぐれば
軍部下の者ハ政府の旨趣の何たるを解せず其之を莫
批せず佛國を要するに曉々し他向の論者ハ無用不急
の務なりと強笑し大計は暗き儒者武人杯の類ハ
極口罵詈訕て咄々怪事とする輩もありて百方毀ち
壞らんとする者多かりしが其事の決定は既に數月
前より存ると以て惣て事後の福なれハ一切取合さず
今又一々記憶せず唯其本北製鉄所と取立ると就て
上野の妙常と施して軍艦方習慣の懶惰質を打破
せし一足歩の實は當時の愉快ありき仔細は是迄我國

所有の各軍艦局ハ制度未だ整はず放肆^と向^とと為し
多れハ何れも不潔汚穢にして漆墨剝落せしのみならず
酸飯^{酸飯}蘇羹^{蘇羹}の類所々堆を爲し奇臭臭を撲つ程なれば
偶々見えて之を誡むると雖も^故慢にして従はず故に往
外國艦に到りて歸る者ハ其潔整と賞嘆せざる事
無かりし況や折節我が各艦は(アンドリス)と稱する
一種の悪臭を生し蟻と蝨と蟻と生し或ハ疹と生し或ハ癩と
爲して其痒さと思ふ可らず然して其患たるは
細微にして見る能はざれば予ハ軍艦を患ひて之を佛
艦に問ひし其患は印度航行の商船中ハ偶々之
を生ずる事ありと聞かれと軍艦ハ決して之を生
ぜし事無く又生せしめず然して所以ハ商船ハ百貨載

せざる無ければ腥羶時よ去る能はず腥掃掃の至るる
あるより其虫也と生ずる事ありと云は軍艦よ至りてハ
百般其目あり腥掃掃よ至り力めて浄潔よするを以て
決して其虫也と生せず是れ我が佛艦のみ然りてあり
各国軍艦皆然りと云へたれ其旨と我が軍艦よ諭し
たりし艦將始め猶不頑して用ひしりければ其回
製鉄所と取違るるを爲り佛公使水師提督セミアニス
船將ひいジンソライ艦と率ひて豫め地所検査と爲す
か未開港の場へ我々が乗組て外国船と廻漕する事ハ制
禁なれば我が軍艦へ彼の人々と乗せ巡廻すし就てハ
外国公使水師提督輩と我が軍艦に乘するは始ての
事ナれば能く戒飭して警突と招く事勿れと命し

其アントロス虫艦尤も多しと称する須勤尤と指して其回
の使用船は當たりしか軍艦支配の者ハ一覽感しハ
驚駭して期日に至る迄晝夜を分たす腥掃塗抹の
役事ヤハハ例も倣ひ各艦共ハ勦勵し稍や浄
潔にしてアントロス令せずし跡と我が軍艦ハ純
よ至れり扱製鉄所ハ最初相州船越船ヶ谷よ取違る
見込めて道示せハ佛人測量して海底遠淺ゆ
十分なりし旨申出たれば改て今ハの横須賀と示
せハ屢次鉛錘と投し其深淺を熟く験して
至極製鉄所と取違るるを叶ひ且つ景勝要害兼備
りて佛國ツロン造船所の地所に彷彿なりとて大ニ
喜のたると以て始て其所ハ確定せり是れ元治元年

河原橋を割て一
舟を乗せんとす上
舟を拒みしと因らる
は後と聞か

十二月下旬の事あり然るに本年極末に至り上野分は已むと
得ざる事ありて勅定奉行と罷られ陸軍奉行並と
成りたれハ造船所取建事務ハ勅定奉行跡役松平對馬
守の掛りと成れり此人ハ太平の人材にして軍國の事ハ
其所長とあらざれば姑の程ハ痛く甚巨費と畏却の体なり
ハ木下不向權善山口駿河守淺野義作守及び予輩同掛り
して傍ら皆之と奨勵し且上江ハ閭冬の銳意ありと
佛國假約既ハ済みたる後ハ在りしかハ今更如何とも能はざ
りき

元治二年（即ち慶應元年）三月頃の事と覺たり一日
小栗上野分淺野義作守（今次郎ハ）總と連なり予々反り
目の官邸と訪ひ（是ハ前淺野ハ神奈川奉行たり一日

禍乱と歎ひ繼ぎしハ生來殺傷の償金と英國の宗める
應て許せしを以て讒と天朝ヲ獲て職と視われ
隠居せしめられハ昨年中事漸く弛み再び人間
に出たれ共猶公然と官に就く能わす僅かに陸軍
御用取扱ひの若義と以て諸官の下に在りたれと云と
甚衆に非ざるを以て上の位する厚きけれハ隨て事と
用ひ力を畏々の体ハ危すと得たり）夢喧叙畢て
西人詞を揃へて云ふ孫傳老兄ハ既ハ衆知ありや如何や
知れざれど我々今日職掌の陸軍大眼目の事とて議
するに旨あり老兄の意見も聞かけれハ未だ如何か抑も
廷議舊來の軍制と疾ハ洋製ハ始めて騎兵砲の三兵
と編みたるハ文久二年の事トて既ハ四五年と経たれ

其事固より一時の假定より出で且中間種々の障礙あり
夫れも連れて事功舉らす今以て一定の規律を以て
のみありす目的を以て未だ確定せず都て苟且にばて會橋
長門守貴志大隅守の如き先年長崎傳習を赴きたるも唯
蘭人より欲ひ騎馬の技と受りて進めて固より騎兵隊伍使
用等の事に至らず去れ其乘馬丈けと知るは他の
知らざる者優るとして暫く騎兵頭と爲す類ありて
此餘ハ更にも甚敷譯本三兵ククチキの書等も就き高田
五郎(今眉山)大島圭久等も関合せ文ゆらも各自臆測
等と以てし兎角して漸く真似事迄の面目と存せし
たら迄あれ其実は何れも三兵なるも言ひ兼て而合
なり固て兩人が思ふ所にて何の國なりとも然らざる

國子因み陸軍の教師と仰へ士官兵卒を教導せしめ一定の
式を定め其法其事を付し示れりとす此時始て我國三兵
の名ありて突ち且其杜撰に出して何國の式も依るとさふ
もも非ざるを知り大に驚き早して兩兄の言の如くは突ち
兒戲の類にして一旦緩急ありと雖も用ゆ可からず是れ
捨置れざる大事なりか兒童輩の始て字と學ぶ者名人
の石刻法帖を就てせず先づ閻老の師と求めて肉筆を
以てふ道理あれ陸軍教師と聘するは是も今日の急務
なり可し保一當節神奈川定番役の輩屢次訓練あり
林百郎之と指揮號令と專ら英武と向ふと聞けらるか
此者もと果して術は長しならんは倅角ありて如何
と答はらるる兩人驥然として大に笑ひ兒戲とす止む

よ百部如きの陸軍決して其人あつとせし況んや山を
英兵（其時英國護衛兵と來りし横濱本村山手に屯在り）
が調練と柵外より窺ひ其為に習ふの如きは我が盾と
する所にあらず西人の相違する所は是れ我が陸軍
の本式と定制するに在らざれば其式立つの日即ち神
奈川定番役其外連も皆改て遵奉せしむる事ありと
予此に至りて其失言と悔い漸く西人が真意の在る
所と悟り即ち端と改めて云ふ西人知らざる海軍僕
累世の醫家を生れ軍旅の事ハ其間知らざる所なれば
箱籠に在りし日偶々英佛支那の事あり英人多く
蝦夷馬と購ひ皆其尾を断ちて軍馬とせし天津に
渡らんとするを見るに會し其後後二国兵を合せて

魯士と戦ひ其セバストポル堡と陷ると聞き居留五國
人の達たも即其支魯戰鬥の状と尋ねるに何れの戦も
佛兵常に勇と奮て先進し英軍此に繼て氣を鼓すは
英あつされば佛以て獨り功と爲し難く佛ありせば英
以て敵と破り難しと云たりメルメテカシエと交るに
ありし世界の公論予と欺かず海軍は真に英勤陸軍
は是れ佛強きの証を彼國史と接て解説せし事あり
今二兄軍旅の事と別々とするに相違なし然る後定
むらとあるは其意知ら可し定めて佛國公使を親て
其教師と雇ふの意を定めてめんとするに在るのみ
ならん二氏領事と云ふ誠然老兄事其言と辯する勿れ
鎖國攘夷の称何時か奪りて尊王攘夷（徳川齊昭弘道

館碑中の語ありと欲)の日と為りし日より愛国の文字
未だ我國に生れ出ざり。凡そ外國人の親接し事を
誅せざる者、善惡邪正と問はず。格て皇家の傍ら者と
為。同。幕廷の三者者とも意を死して格ら
と得ず。況や四方有為の士と稱する輩、環りて起り
細作充満殆んど耳の垣に属するありて、幕廷の云々
挙動せんとする有る毎に未だ行ふなす。して
既に世間は傳播して、坊碑百出し、彼は天朝より沮
拒の令下るに、毎事必ず然するものか。幕使の體薄
き者、首を畏れ、尾を畏れ、苟も身を全ふするに謀る
の外暇あらず。此時淺野、既に美談に懲り、廢と欲き、
小栗、又新に權と失ひ、人あれども、(根河播水四

州の地を割き、橋家を増村し、以て京畿を守護せしむ
べきの内論あり。閣參小栗とるて、意見を問われ、上野分
利害と開陳し、固執して聞かず。自ら死を以て上諭を
拒むの責を當らんことを請ひ、より其事果して行われ
ざるを得ず。とりと、樞要の處に能はす出されて、陸軍
奉行並に補せらるるに、是は上野の材ありと、是も
自身參政に躋る能はす。其下に在る者、陸續裁て、其
上に至るの困なり。と、共志を屈せず、兵制を更張
せん。と、望むの心切なり。より、多く下司澤官の手を経て
事の未濟を毀たんと、憚り予を頼て、直功は佛國公使
の罷り、事と密勿と定めんと、期したるより、予二氏と仰ひ
佛公使罷り、予を頼て、清ひたれと、二氏の踪跡と

物色されざる為りか故さうも辭けて江戸に歸りて
 一て獨任せしめたり明日予佛公使館に至りし
 ロセスの面一陸軍教師延聘の事と談判する事
 容島子整ひ我國政府より彼国政府へ書翰を以て
 摂理官カビテイ二人三兵教師各二人及び下士官職工
 と兼る者等教習と撰ひ雇ひ入る事旨依頼あり其
 周旋ハ公使僅て之を任すへき由の言を得て二氏に報せ
 カハニ氏甚速に辨したるを悦び即日直に陸軍惣裁に
 上申したり惣裁も亦て兼知の上り申し立てあら
 決してまゝ手順と逐て運たれども世間尚不詳と知る
 者ありき(此時陸軍惣裁ハ老中 松前伊兵衛副惣
 裁ハ参政松平健毅頭と克申)此時陸軍三兵奉行頭以下

事体は人の意思
 多し其意佛廷の
 論に出るもその

職負も既に多く又々手揃うも有りか予ハ特々其端緒
 と開き大綱と奉け新漢橋と架したる迄まで自後細目の
 應接に都て其人は譲り格別の事ありされハ関係せり
 故に其順叙細目ハ更に記臆せず(此二三年前より歐洲の重權
 始メ大國一東洋印紙と求むる急なり)且因り幕府に精
 撰種三方枚佛ナボル三世帝は贈りれるハ佛帝大に悦り
 我國尤も全と属する重轉是耶馬北壯十數頭と贈りて酬
 多り是等も大に陸軍教師備入等の好娯と爲りたりと克申
 佛國陸軍教師聘入の件ハ既に定まりたれと我國にて
 佛語を通せし者予ハ知る所僅に鹽田三郎立廣作
 の二人が箱館に在るの日メルメテカシニは從ひて受覽へ
 たるの三存るは併も西人の英語を通したるを以て又々
 既に職に就き吾れハ教師来るの日必しす唾棄事
 と授くるの迂緩と免るへかり且外國締交の上ハ右

其語を通する者を作りて用ひ給すへき條約書既に
明文あり況や師と處て衆生徒業と授けしむる思ふを
其語を通するを待て然る後業を受るの理あらんや
於是予レヲレ口セスと謀り其論意を基き佛国語學
傳習所創設せざる可からざるの意見書一編を草し
小栗淺野二氏に示せしむるに二氏一見して至極然る可し
と同意直に連署して上申せしかハ又勿論も允許
あり見込の通り然るへき地と見立て成る可き事ハ
簡易に設立する様として三人共々其掛りと命せられたり
此年十二月外王人名簿格別書行の爲に子高令
百文の作匠に命ぜらる

公家

